

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度男女共同参画普及啓発事業

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市男女共同参画のまち創生協会

3 随意契約理由

本事業は生活の身近な場面で男女共同参画の視点を持つことの重要性の理解を広めることを目的としており、より多くの市民に情報を届け、かつ訴求力のある内容で、効果的な啓発・情報発信を行うことが肝要である。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が引き続く状況下においては、従来効果的であった啓発手法が必ずしも使用できず、啓発手法の選択はより難易度が上がっており、前回のプロポーザルの発注時は「事業内容」を重視していたが、より「啓発手法」を重視すべき状況である。

そのため、イベント対応やデジタルコンテンツの活用など、形式にあわせた最適な情報発信のツール・内容を選択し、事業者独自のノウハウ・ネットワークを活用して情報を届けることを提案させ実施することが、特定の手法に限定して発注することよりも効果的で、最も本事業の目的を達成できるものである。

そのため、本件契約は地方自治法施行令第167条2第1項第2号に該当する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）